

# 和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例

平成6年12月20日  
条例第40号

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすために、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、心から人を尊ぶまち和歌山市の実現に資することを目的とする。

(本市の責務)

第2条 本市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、本市行政の全般にわたり市民の人権意識の高揚を図り、差別の許さない社会意識の形成や人権擁護にかかわる社会的環境の醸成を促進するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、本市が行う人権擁護に関する施策に積極的に協力する等自ら人権意識の向上に努めるものとする。

(人権啓発活動の充実)

第4条 本市は、同和問題等について市民の人権意識の高揚を図るため、関係機関と連携しながら啓発活動の充実に努めるものとする。

(審議会)

第5条 本市に、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすために必要な施策の策定及び推進に関する重要事項を調査審議するため、和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする審議会(次項において「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成7年4月1日から施行する。